

県内の生産者と消費者を強い絆で結ぶ“地産地消”を推進するため

県産農産物等直売活動を支援します

地域直売所整備促進事業のうち 直売施設等整備事業（H31）

直売活動に必要な簡易な施設及び備品の整備費等に対し支援します。

○ 事業を実施できるのは？

- ・生産者、都市地域の直売関係者等で組織される協議会
- ・市町及び市町が出資する法人等、JA、JF、農林漁業者等が3戸以上で組織する団体、農地所有適格法人、NPO法人、自治会等

○ 支援の対象となる取り組みは？

農産物等の直売（直買）活動（※）に必要な施設整備や備品整備に対して支援します。
〔注意：新たに整備・導入する場合に限る〕

※ 継続的な直売活動を対象とします。（イベントは対象となりません。）

<支援内容>

主な補助対象経費	補助率	上限事業費
簡易施設整備費、内装工事費、施設・機器賃借料、イートインコーナー整備費、陳列棚、陳列ワゴン、コンテナ、のぼり、パネル、移動販売車、配送料等	県1/3 （中山間地域の住民が都市部に直売所を設置する場合は1/2）	3,000千円

※イートインコーナーは、直売所で購入した商品を飲食できる場所の整備が対象（イス、テーブル、内装工事等）で、注文を受けた料理を提供するレストラン等の整備は、対象外です。

※光熱水費などの維持管理費は補助の対象に含まれません。

※総事業費3,000千円を超える整備は対象になりません。

○事業に取り組む場合、直売所で販売する農林水産物・加工品の安全安心対策を講じてください。

○事業に取り組む直売所は、兵庫県認証食品登録販売店への登録や認証食品のコーナー設置、PRに努めて頂きますようお願いいたします。



支援内容例



簡易施設



精米器と販売ケース



生花販売ケース

兵庫県農政環境部総合農政課楽農生活室

※事業の実施に関するご相談は、最寄りの県民局の農林(水産)振興事務所まで